4　署名者
日本側　高田稔久在ケニア大使
ケニア側　ウフル・ケニヤッタ副首相兼財務大臣
平成二十三年八月十九日
外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第二百八十九号

平成二十三年八月八日にナイロビで、アフリカ理数科・技術教育センター拡充計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がケニア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　アフリカ理数科・技術教育センター拡充計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　五億八千百万円
3　贈与の供与期限　平成二十七年五月三十一日まで
4　署名者
日本側　高田稔久在ケニア大使
ケニア側　ウフル・ケニヤッタ副首相兼財務大臣
平成二十三年八月十九日
外務大臣　松本　剛明

○文部科学省告示第百三十一号

在外教育施設の認定等に関する規程（平成三年文部省告示第百十四号）第十八条第一項の規定により、平成五年文部省告示第二号（在外教育施設を認定した件）により認定したワルシャワ日本人学校（小学部及び中学部）の設置者について変更することを承認したので、同規程第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年八月十九日

文部科学大臣　髙木　義明

変更前	変更後
ワルシャワ日本人会	ポーランド日本人会

○厚生労働省告示第二百九十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百八十三条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百三十七条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十九条（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二条第一項（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。）又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号。以下「厚生年金特例法」という。）第二条第八項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第六十二条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）第三十条（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号。以下「整備法」という。）第十九条第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。）第三十八条第一項の規定により準用される場合を含む。）の規定によりその例によることとされる国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項の規定に基づき、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（平成二十三年厚生労働省告示第六十六号）において別途厚生労働省告示で定めることとされている期日であって、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、児童手当法（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。）及び厚生年金特例法に基づく納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所（健康保険法に基づく期限については、全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。）の事業主、当該地域に住所地又は主たる事務所の所在地を有する船舶所有者（船員保険法第三条に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者の規定が適用される者）、当該地域に主たる事務所の所在地を有する厚生年金基金、当該地域に住所地を有する厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所地若しくは事業所若しくは事務所の所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所地を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に所在地を有する事業場の事業主若しくは平成二十三年三月十一日において、労働保険事務組合であって当該地域にその主たる事務所の所在地を有するもの（以下「特定事務組合」という。）に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るものについては、その期限が平成二十三年三月十一日から平成二十三年九月二十九日までの間に到来するものについて、平成二十三年九月三十日とする。

平成二十三年八月十九日

厚生労働大臣　細川　律夫

都道府県名	地域
岩手県	盛岡市
	花巻市
	北上市
	久慈市
	遠野市
	一関市
	二戸市
	八幡平市
	奥州市
	岩手郡雫石町
	岩手郡葛巻町
	岩手郡岩手町
	岩手郡滝沢村
	紫波郡紫波町
	紫波郡矢巾町
	和賀郡西和賀町
	胆沢郡金ヶ崎町
	西磐井郡平泉町
	東磐井郡藤沢町
	下閉伊郡岩泉町
	下閉伊郡田野畑村
	下閉伊郡普代村
	九戸郡軽米町
	九戸郡野田村
	九戸郡九戸村
	九戸郡洋野町
	二戸郡一戸町
宮城県	仙台市
	塩釜市
	白石市
	名取市
	角田市
	岩沼市
	登米市
	栗原市
	大崎市
	刈田郡蔵王町
	刈田郡七ヶ宿町
	柴田郡大河原町
	柴田郡村田町
	柴田郡柴田町
	柴田郡川崎町
	伊具郡丸森町
	亘理郡亘理町
	宮城郡松島町
	宮城郡七ヶ浜町
	宮城郡利府町
	黒川郡大和町
	黒川郡大郷町
	黒川郡富谷町
	黒川郡大衡村
	加美郡色麻町
	加美郡加美町
	遠田郡涌谷町
	遠田郡美里町
福島県	会津若松市
	郡山市
	いわき市
	白河市
	須賀川市
	喜多方市